

外務大臣 岸田文雄 様

国連人権理事会普遍的定期審査 (UPR)
第2回日本審査の勧告受け入れと女性の人権状況改善を求める要望

2013年2月13日
日本婦人団体連合会
会長 堀江ゆり

国連人権理事会の普遍的定期審査(UPR)の第2回日本審査が2012年10月31日に行われ、11月2日作業部会報告書が採択されました。

報告書には79カ国による174項目の日本政府への勧告が含まれています。3月に開催される第22会期人権理事会で、日本政府がそれぞれの勧告を受け入れるかどうかの立場表明を行い、正式な報告書が採択されることになっています。

174項目の勧告の中には、人権諸条約の下での個人通報制度の承認、直接差別・間接差別を含む様々な差別撤廃のための法律整備、女性に対する暴力及び人身売買の防止、女性の意思決定参加の拡大、男女賃金格差の解消、日本軍「慰安婦」問題の解決など、女性の人権に関する勧告も多数あります。

日本婦人団体連合会は、昨年4月、審査のための情報提供文書(別紙)を国連人権高等弁務官事務所及び外務省に提出し、6月には、女性の人権の確立と向上のための政府の取り組みの改善及び政府報告作成にあたりNGOとの協議の実施などを求める要望書を、外務大臣に提出しました。その中で示した婦団連の要望の多くは今回の報告書に懸念や勧告として提示されています。それらはまた、これまで女性差別撤廃委員会、ILOその他の国連人権機関から何度も勧告されてきた内容でもあり、改めてその早期実現を強く求めるものです。

私たちは、日本政府がUPR第2回日本審査の結果を誠実かつ積極的に受け入れ、日本の女性の人権状況を国際水準に引き上げることを求め、下記の事項を要望いたします。

記

1. UPR 作業部会報告書の懸念や勧告を受け入れ、それらの勧告を誠実に実施する意志を、国連人権理事会に表明すること。

女性の人権状況改善に関しては、女性差別撤廃条約選択議定書の批准、間接差別を含む女性差別撤廃のための法律整備(民法・戸籍法及び均等法の抜本改正)、男女賃金格差の解消、日本軍「慰安婦」問題の解決などの緊急課題の実現を、各省庁に働きかけること。

2. UPRに関する国内広報活動を強化し、日本審査結果文書を早急に翻訳・公表すると共に、審査結果の実施や状況評価作業へのNGOの参加を保障すること。

